

令和6年5月22日

市町スポーツ少年団本部長 各位

静岡県スポーツ少年団指導者協議会  
会長 伊藤秀志

令和6年度静岡県スポーツ少年団指導者協議会優秀指導者表彰に係る  
候補者の推薦について（依頼）

日ごろ、スポーツ少年団活動について、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の表彰候補者について、8月23日（金）までに別紙様式により御推薦くださ  
いますようお願い申し上げます。

なお、推薦にあたりましては、次の事項に御留意ください。

- 1 表彰は別添の「静岡県スポーツ少年団指導者表彰規程」に基づき行います。
- 2 永年とは、通算10年以上を言い、平成26年度以前から継続して登録（本年度で11年目の登録）している有資格指導者が該当となります。  
※ 直近の10年間のうち登録をしなかった年度のある指導者は該当しません。
- 3 有資格指導者とは、公益財団法人 日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者を言い、指導者・役員・スタッフのいずれの登録でも該当となります。
- 4 この規程による既受賞者を除きます。  
※ 静岡県スポーツ少年団優秀指導者章受賞者名簿を参考にしてください。  
<http://shizuokajsia.web.fc2.com/hyosyomeibo.pdf>
- 5 表彰状の日付は令和6年10月14日（スポーツの日）とします。  
※ 市町によって別の日付を希望する場合は、その旨を推薦書に御記入ください。
- 6 提出期限は令和6年8月23日（金）必着とします。  
※ 期日を過ぎたものは受付できませんので、次年度に御提出ください。
- 7 提出先 〒422-8004 静岡市駿河区国吉田5-1-1  
公益財団法人 静岡県スポーツ協会  
静岡県スポーツ少年団指導者協議会  
電話：054-265-6464

# 令和6年度 優秀指導者推薦書

令和6年 月 日提出

所 属 団	スポーツ少年団
ふ り が な 氏 名	
資格登録番号	指導者マイページに記載の 7桁の登録番号
生 年 月 日	年 月 日生 ( 歳)
住 所	〒
電 話 番 号	
推 薦 理 由	<p>初回登録年度 昭和 ・ 平成 年</p> <p>※ 以後継続して登録されていること</p> <p>業績</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

市町名

推薦者

\_\_\_\_\_

役職

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_



※ 上記個人情報は表彰関係のみ使用します。

## 静岡県スポーツ少年団指導者表彰規程

第1条 スポーツ少年団の育成指導について永年にわたり精励しスポーツ少年団の指導・育成に顕著な功績のあった指導者をこの規程によって表彰する。

第2条 この規程による指導者とは、日本スポーツ少年団に継続して登録している指導者、役員及びスタッフで、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者をいう。

第3条 この規程において永年とは既に10年以上をいう。

第4条 表彰は市町スポーツ少年団本部長又は市町スポーツ少年団指導者協議会会長が推薦した指導者について静岡県スポーツ少年団指導者協議会会長が行う。

第5条 市町スポーツ少年団本部長又は市町スポーツ少年団指導者協議会会長は、この規程による表彰に該当する指導者があるときは「優秀指導者推薦書」を静岡県スポーツ少年団指導者協議会会長に提出するものとする。

第6条 表彰は毎年1回行う。

### 附 則

この規程は、昭和58年4月23日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成21年4月20日から施行する。

- ・市町本部等から推薦のあった指導者の表彰について、静岡県スポーツ少年団指導者協議会理事会の協議を経て行うこととする。(表彰委員会の廃止)
- ・表彰状の日付は、スポーツの日を原則とすることを確認

### 附 則

この規程は、令和5年4月15日から施行する。

- ・日本スポーツ少年団顕彰要綱にあわせ、「指導・育成」とする。
- ・登録制度が改正され、有資格指導者は、指導者・役員・スタッフのいずれの登録も可能であることから、この規程における指導者に役員・スタッフを加える。